

随意契約理由書

工事名称：堺泉北港 泉北6区 助松コンテナターミナル ガントリークレーン補修工事

ガントリークレーンは、助松コンテナターミナルにおける荷役作業において重要な役割を果たす機器であり、安全かつ確実な運転を行うため、機器の機能維持を適正に行う必要があります。

本工事は、経年劣化がみられるガントリークレーンの機械及び電気設備の補修を行うものです。

当該機器は、平成8年に設置され、令和元年度まで製造者による年次点検整備を実施しておりますが、近年では、経年劣化による不具合が報告されていることから、信頼性の確保と、クレーン性能検査合格に備え、補修が必要であります。

クレーンの中でも当該ガントリークレーンは特殊で複雑な設備であるため、補修工事を実施するにあたっては、機器の詳細な構造を把握し、過去のシステム改良や補修履歴等の維持管理に係る知識及び技術を有していることが必要であります。

以上の事由から、当該クレーンを設計、製作、据付し、また、同機器の維持管理に携わってきた三井造船株式会社より事業継承した株式会社三井E&Sマシナリー関西支社以外に本工事を遂行できるものがないため、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、当該機器の設計、製作、据付を行った三井造船株式会社より事業継承した株式会社三井E&Sマシナリー関西支社でなければ施工できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。